吸収分割に係る事前開示書類

2022 年 1 月 28 日

東京都八王子市石川町 2951 番地
オリンパス株式会社
代表執行役 竹内 康雄

オリンパス株式会社(以下「**当社**」といいます。)は、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社エビデント(以下「**エビデント**」といいます。)を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とする吸収分割(以下「**本吸収分割**」といいます。)を行うことといたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙Ⅰのとおりです。

2. 吸収分割対価の相当性に関する事項

(1) 吸収分割承継会社が本吸収分割に際して交付する株式の数の相当性に関する事項

エビデントは、本吸収分割の対価として、当社に対しエビデントの普通株式 1 株を交付いたします。当社はエビデントの発行済株式全部を所有していることから、交付株式数により両社間の実質的な関係に影響を与えるものではなく、また交付株式数は両者間の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により、エビデントの資本金及び準備金の額は増加しないところ、かかる定めは、本吸収分割によりエビデントに承継される資産及び負債の額、エビデントの事業規模及び財務状況等を総合的に勘案し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙Ⅱのとおりです。

5. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社の財産に重要な影響を与える事象

(1) 吸収分割

エビデントは、当社グループの科学事業を承継する取引の一環として、本吸収分割に先立って、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、エビデントを吸収分割承継会社、当社の完全子会社であるオリンパスマーケティング株式会社（以下「OM」といいます。）を吸収分割会社とする吸収分割を行い、同社が科学事業に関して有する権利義務を承継し、その対価として普通株式 1 株を発行する予定です。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社の財産に重要な影響を与える事象

(1) 自己株式の消却

当社は、2021 年 5 月 7 日開催の取締役会に基づく自己株式の消却を以下のとおり実施しました。

・消却した株式の種類	当社普通株式
・消却した株式の総数	71,620,630 株 （消却前の発行済株式の総数に対する割合 5.22%）
・消却日	2021 年 6 月 4 日

(2) 子会社株式の譲渡

当社は、2021 年 8 月 31 日付で、当社の完全子会社であるオリンパスシステムズ株式会社の全株式をアクセンチュア株式会社へ譲渡しました。

(3) 医療販売機能再編に係る会社分割

当社は、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、OM に対して、吸収分割の方法により、当社の医療事業の国内販売機能に関する権利義務を承継しました。

(4) 自己株式の取得

当社は、2021 年 12 月 17 日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得枠の設定を決議しました。

・取得対象株式の種類	当社普通株式
・取得し得る株式の総数	16,000,000 株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.24%)
・株式の取得価額の総額	300 億円(上限)
・取得期間	2021 年 12 月 21 日～2022 年 3 月 31 日
・取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

(5) 吸収合併

当社は、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社とし、当社の完全子会社であるオリンパスロジテックス株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施する予定です。この吸収合併に際して、当社は株式、金銭その他財産の交付は行いません。

7. 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は約 826,569 百万円、負債の額は約 476,799 百万円であり、エビデントの成立日(2021 年 11 月 30 日)現在の貸借対照表における資産の額は 100 万円、負債の額は 0 円であります。また、エビデントは、前述のとおり、吸収分割により OM から科学事業に関する権利義務を承継する予定です。

当社及びエビデントのいずれにおいても、本吸収分割の効力発生日以後における資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社及びエビデントの事業活動において、負担する債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収分割後における当社及びエビデントの債務について履行の見込みがあると判断しております。

以 上

別紙Ⅰ

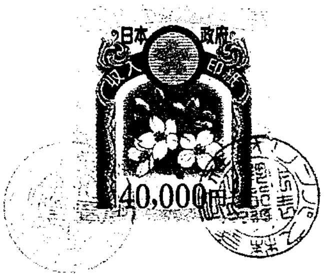

吸収分割契約書

オリンパス株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社エビデント(以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、甲の事業のうち科学事業(以下「本事業」という。)に関して有する資産、債務、雇用契約その他の契約及び権利義務(以下「権利義務等」という。)を、吸収分割の方法により乙に承継させる(以下「本吸収分割」という。)。

第2条 (分割当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社(甲)
　商　号:オリンパス株式会社
　住　所:東京都八王子市石川町2951番地
(2) 吸収分割承継会社(乙)
　商　号:株式会社エビデント
　住　所:長野県上伊那郡辰野町大字伊那富6666番地

第3条 (乙が本吸収分割により承継する権利義務等)

本吸収分割により乙が甲から承継する権利義務等は、本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)において甲が本事業に関して有する<u>別紙1「承継権利義務明細書」</u>記載の権利義務等とする。なお、甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

第4条 (本吸収分割の対価)

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して、甲から承継する権利義務等の対価として乙の普通株式1株を発行し、甲に交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額に関する事項は、以下のとおりとする。但し、本効力発生日の前日における乙の資産及び負債等の状況等により、これを変更することができる。

(1) 資本金の額　0円
(2) 資本準備金の額　0円
(3) その他資本剰余金の額　会社計算規則第37条に定める株主資本等変動額から第1号及び

第2号に掲げる額を減じて得た額
(4) 利益準備金の額　0円

第6条 (本吸収分割の効力発生日)

1. 本吸収分割の効力発生日は、2022年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行に応じて必要がある場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、(i)乙及びオリンパスマーケティング株式会社(本店 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号)の間の2022年1月14日付け吸収分割契約に基づく吸収分割並びに(ii)株式会社エビデント長野(本店 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富6666番地)及び長野オリンパス株式会社(本店 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富6666番地)の間の2022年1月14日付け吸収分割契約に基づく吸収分割がいずれも効力を生じたことを停止条件とする。

第7条 (移転手続)

本吸収分割により乙が承継する権利義務等の移転に関し、登記、登録、通知、承諾等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行う。

第8条 (分割承認株主総会)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けて本吸収分割を行う。

第9条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議のうえ、これを行う。

第10条 (事情変更)

本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更又は解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかったときには、その効力を失う。

第12条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを適宜決定する。

（本頁以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年1月14日

甲：東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
代表執行役　竹内　康雄

乙：長野県上伊那郡辰野町大字伊那富6666番地
株式会社エビデント
代表取締役　齋藤　吉毅

別紙Ⅱ

株式会社エビデント
成立時の貸借対照表の内容

(2021 年 11 月 30 日現在)
(単位:円)

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	1,000,000		
現金及び預金	1,000,000		
		負債合計	0
		純資産の部	
		株主資本	1,000,000
		資本金	500,000
		資本準備金	500,000
		純資産合計	1,000,000
資 産 合 計	1,000,000	負債･純資産の合計	1,000,000

以上